



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第17号

目次

規則

- 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の制定…………… 1
- 栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正…………… 5

訓令

- 職員の宿日直手当支給規程の一部改正…………… 10
- 栃木県職員服務規程の一部改正…………… 11
- 栃木県公印規程の一部改正…………… 11
- 栃木県文書等取扱規程の一部改正…………… 12
- 栃木県県有車両管理等規程の一部改正…………… 12

人事委員会

- 勤務条件に関する措置の要求等についての規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正…………… 14
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正…………… 18
- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正…………… 18
- 職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正…………… 19
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 26
- 通勤手当の支給に関する規則の一部改正…………… 27
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 28
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 29
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 29

規則

栃木県規則第10号

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則を次のように定める。
令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

- 1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
 - (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項から第5項まで
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第29条
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第16条の5第1項
 - (4) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第1項から第5項まで
 - (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第10項、第22条の3第1項及び第2項、第22条の4第1項から第4項まで、第26条第1項、第48条第1項、第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の7第1項、第72条の68第6項、第72条の84第1項、第73条の8第1項、第73条の36第6項、第74条の7第1項、第74条の27第6項、第77条第1項、第94条第6項、第144条の11第1項、第144条の51第6項、第151条第1項、第175条第6項、第177条の21第6項、第188条第1項、第200条第6項、第264条第1項、第285条第6項、第396条第1項、第700条の59第1項、第700条の66第6

- 項、第707条第1項、第728条第7項、第733条の4第1項及び第733条の24第6項
- (6) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の22第1項
 - (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第188条第2項及び第3項
 - (8) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項
 - (9) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第16条第1項
 - (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項
 - (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第25条第1項、第26条第1項及び第82条第1項
 - (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項
 - (13) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項まで
 - (14) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の10第3項及び第4項
 - (15) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項
 - (16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項、第22条第1項及び第30条第1項
 - (17) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の3第1項
 - (18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第37条第1項及び第43条第1項
 - (19) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第15条第1項、第23条第2項、第25条第2項及び第42条第1項
 - (20) 栃木県小規模水道条例（昭和38年栃木県条例第30号）第12条第1項
 - (21) 栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第29条の4第1項
 - (22) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第18条第1項、第19条第1項及び第33条第1項
 - (23) 栃木県消費生活条例（昭和51年栃木県条例第3号）第22条第1項
 - (24) 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）第6条第1項及び第12条第1項
 - (25) 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年栃木県条例第28号）第15条第1項
 - (26) 栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）第28条第1項
 - (27) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第28条第1項
 - (28) 理容師法施行条例（平成12年栃木県条例第5号）第6条第1項
 - (29) 美容師法施行条例（平成12年栃木県条例第6号）第6条第1項
 - (30) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第66条第1項
 - (31) 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）第52条第1項
 - (32) 栃木県統計調査条例（平成20年栃木県条例第48号）第5条第1項
 - (33) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号）第20条第1項
 - (34) 栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号）第14条第1項及び第2項
 - (35) 栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成19年栃木県規則第54号）第28条第1項
- 2 前項に規定するもののほか、知事が別に定める身分証明書は、別記様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部改正)
- 2 理容師法施行細則別記様式第11号及び美容師法施行細則別記様式第11号中「年 月 日発行」を「年 月 日発行 (3年間有効)」に改める。
年 月 日限り有効」
(自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則別記様式第13号から別記様式第15号までの規定中「年 月 日交付

「年 月 日交付（2年間有効）」を 年 月 日限り有効」に改める。

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の理容師法施行細則別記様式第11号、美容師法施行細則別記様式第11号及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則別記様式第13号から別記様式第15号までの規定による証明書は、その有効期間内においては、改正後のこれらの規定による証明書とみなす。

別記様式 (本則関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;">写 真</div>	
氏 名		
生年月日 年 月 日生		
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
栃木県知事	印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令等（法令、条例又は規則をいう。）の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令等の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令等の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令等の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令等の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令等の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には参照条文を記載することができる。

(行政改革ICT推進課)

栃木県規則第11号

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項中「、病院」を削る。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第10条関係）

寄 附 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込人住所
氏名

次の財産を寄附します。

寄 附 の 理 由						
寄 附 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
そ の 他 の 財 産	種 類					
	数 量 等					
寄 附 の 条 件						
当 該 財 産 の 時 価 建 築 建 造 等 の 費 用						
添 付 書 類		1 所有権を証する登記事項証明書 通 2 位置図、実測図、平面図その他必要な図面 枚 3 登記を要する財産については、登記承諾書 通（印鑑証明書を添付すること。）				
備 考						

別記様式第7号を次のように改める。
別記様式第7号(第12条関係)

建設工事完了引継書

次のとおり県有財産の建設工事が完了したので、関係書類及び図面を添えて引き継ぎします。

年 月 日

引継課(所)長名

引受部局課長名

1 工事の概要

工事の名称				
工事の種類				
工事の金額	円	円	円	円
工事請負者				
着工年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
完了検査年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事請負者からの引渡日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

2 工事の内容

(1) 建物

建物の名称							
構造							
建物面積	階	階	階	階	階	階	延面積
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
屋根						工事金額	円
外壁仕上大要							
附属設備							

(2) 工作物

工作物の名称	構造	数量	工事金額	備考
門			円	
囲 障				
給 水 施 設				
排 水 施 設				
築 庭				
池 井				
貯 槽				
浄 化 槽				
外 燈				
屋 外 消 火 栓				
屋 外 変 電 装 置				
屋 外 作 業 装 置				

(3) その他

工事の種類	工事の内容	数量	工事金額	備考
			円	

備考

- 1 建物の附属設備欄には、建物に附属し、建物と一体の機能を有する諸施設、装置等の名称、構造（型式）、数量等を記載すること。
- 2 工作物欄には、建物の附属設備以外の規則別表第1に掲げる工作物について記載すること。
- 3 その他欄には、模様替工事、維持修繕工事等で公有財産の数量に増減のない工事について記載すること。

別記様式第22号及び別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第22号 (第35条関係)

県有財産現状変更申請書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者住所
氏名

次の県有財産を使用中のところ、その現状を変更したいので申請します。

施設の名		称			
使用中の財産	土地	所在地			
		地目			
		地積			
	建物	所在地			
		構造			
		面積			
	その他の財産	種類			
		数量等			
	使用許可期間	年 月 日 から	年 月 日 まで		
	使用料				
使用許可年月日	年 月 日	文書番号			
変更の内容及び理由	別紙のとおり				
変更希望年月日	年 月 日				
添付書類	書類 通 函面 枚				
	申請者連絡先	担当者		電話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第23号 (第36条関係)

県 有 財 産 返 還 届

年 月 日

栃木県知事 様

届出人住所
氏名

次の県有財産を返還します。

なお、使用料（貸付料）を完納して使用開始当時の原状に回復したことを届け出ます。

施 設 の 名 称					
使 用 し て い た 財 産	土 地	所 在 地			
		地 目			
		地 積			
	建 物	所 在 地			
		構 造			
		面 積			
	そ の 他 の 財 産	種 類			
		数 量 等			
	使 用 許 可 期 間	年 月 日 から			
	貸 借 契 約	年 月 日 まで			
使 用 料 (貸 付 料)					
使 用 許 可 年 月 日 貸 借 契 約	年 月 日	文 書 番 号			
理 由 及 び 予 定 年 月 日					
返 還 を 受 け た 財 産 の 状 況 、 引 受 年 月 日 及 び 確 認 者 名					
	届 出 人 連 絡 先	担 当 者	電 話		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(管財課)

訓 令

栃木県訓令第2号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和27年栃木県訓令第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第2条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 中央児童相談所及び那須学園に勤務する職員が行う収容棟における入所者の生活介助を主とする勤務</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第2条 この訓令において、宿日直勤務とは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は同条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 岡本台病院に勤務する医師が行う入院患者の病状の急変等に対処するための勤務</u></p> <p><u>(4) 生活介助等の勤務のうち、次に掲げる勤務</u></p> <p><u>ア 中央児童相談所及び那須学園に勤務する職員が行う収容棟における入所者の生活介助を主とする勤務</u></p> <p><u>イ 岡本台病院に勤務する看護師長等が行う看護業務の管理又は監督等を主とする勤務</u></p> <p>(5)～(7) 略</p>
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) <u>前条第4号</u>の勤務については、その勤務1回につき7,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,700円とする。</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前条第3号の勤務については、その勤務1回につき2万1,000円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき1万500円とする。</u></p> <p>(4) <u>前条第4号ア</u>の勤務については、その勤務1回につき7,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,700円とする。</p> <p><u>(4)の2 前条第4号イ</u>の勤務については、その勤務1回につき7,200円。ただし、勤務時間が</p>

(5)～(7) 略	5時間未満の場合は、その勤務1回につき 3,600円とする。 (5)～(7) 略
-----------	--

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表岡本台病院の部を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第4号

本 庁
出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
警 察 本 部 署
警 察 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第4条、第14条関係）			別表第2（第4条、第14条関係）		
公印の種類	用 途	保 管 課 長 等	公印の種類	用 途	保 管 課 長 等
略			略		
知 事 印	出先機関専用	略	知 事 印	出先機関専用	略
		略			日光土木事務所長
		略			真岡土木事務所長
略			略		
出 納 員 印	略	略	出 納 員 印	略	略
	企業出納員	都 市 整 備 課 長		企業出納員	都 市 整 備 課 長

用	略	用	岡本台病院事務局長
略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県訓令第5号

本 庁
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>附 則</p> <p>1～3 略 （国体・障害者スポーツ大会局の文書記号）</p> <p>4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 企 画 課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>行 幸 啓 課</td> <td>国 体 行</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	記 号	総 務 企 画 課	略	行 幸 啓 課	国 体 行	略		<p>附 則</p> <p>1～3 略 （国体・障害者スポーツ大会局の文書記号）</p> <p>4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 企 画 課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	記 号	総 務 企 画 課	略	略	
課 名	記 号														
総 務 企 画 課	略														
行 幸 啓 課	国 体 行														
略															
課 名	記 号														
総 務 企 画 課	略														
略															

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(文書学事課)

栃木県訓令第6号

本 庁
出先機関

栃木県県有車両管理等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県有車両管理等規程の一部を改正する訓令

栃木県県有車両管理等規程（昭和55年栃木県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(管財課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第4号

勤務条件に関する措置の要求等についての規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

勤務条件に関する措置の要求等についての規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求等についての規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求等についての規則(昭和26年栃木県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(要求の方式)</p> <p>第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「要求 _____」という。)をしようとするときは、 _____措置要求書正副各1通を、適切な資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(措置の要求)</p> <p>第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)をしようとするときは、<u>次の各号に掲げる事項を記載した措置要求書正副各1通を、適切な資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>措置の要求をしようとする職員の職及び所属部局並びにその住所、氏名</u></p> <p>(2) <u>要求すべき措置</u></p> <p>(3) <u>措置の要求をしようとする具体的事由</u></p> <p>(4) <u>措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置についてすでに当局と交渉(法第55条第4項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)を行った場合には、その交渉経過の概要</u></p>
<p>(措置要求書)</p> <p>第3条 <u>措置要求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>要求をしようとする職員(以下「要求者」という。)の職名及び勤務場所並びにその住所、氏名及び生年月日</u></p> <p>(2) <u>要求事項</u></p> <p>(3) <u>要求をしようとする具体的事由</u></p> <p>(4) <u>要求事項について当局と交渉(法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)を行った場合には、その交渉経過の概要</u></p> <p>2 <u>措置要求書の記載事項に変更を生じた場合には、要求者は、速やかに、その旨を人事委員会に届け出なければならない。</u></p>	
<p>(要求の調査及び補正)</p> <p>第4条 措置要求書が提出されたときは、人事委員</p>	<p>(措置の要求の調査等)</p> <p>第3条 措置要求書が提出されたときは、人事委員</p>

会は、その記載事項及び添付資料並びに要求事項
_____について調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、要求が不適法であって補正することができるものであるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、その補正を命じることができる。ただし、要求が不適法であっても、それが軽微なものであって要求事項に影響がないものであるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

(交渉の勧奨又はあっせん)

第5条 人事委員会は、適当と認めるときは、事案を適切に解決するため、当事者に交渉を勧奨し、又は当事者間をあっせんすることができる。

(要求の受理又は却下)

第6条 人事委員会は、第4条第1項の規定による調査をした後、その要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる要求については、却下するものとする。

- (1) 要求を行うことができない者によって行われた要求
- (2) 要求事項が法第46条に規定する勤務条件に該当しない要求
- (3) 要求事項が実現されたか、又は客観的にみて実現が不可能であることが明らかな要求
- (4) 第4条第2項の規定による補正命令に従った補正が行われない要求
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要求が不適法であって不備を補正することができないもの

2 人事委員会は、前項の規定により要求の受理を決定したときはその旨を当事者に通知するとともに、当局に措置要求書の副本を送付するものとし、同項の規定により要求の却下を決定したときは理由を付してその旨を要求者に通知するものとする。

(受理後の却下)

第7条 人事委員会は、受理の決定をした要求が、前条第1項後段の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、当該要求の却下を決定するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定により要求の却下を決定したときは、理由を付してその旨を当事者に通知するものとする。

(審査)

第8条 人事委員会は、事案の審査のため必要があ

会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置について調査しなければならない。この場合において適当と認めるときは、人事委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。

(審査)

第4条 人事委員会は、事案の審査のため必要があ

ると認めるときは、要求者

その他事案に関係がある者から意見を徴し、又はこれらの者に対し、資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞きその他必要な事実調査を行うことができる。

2 前項の規定による事実調査において、当事者が書面を提出する場合は、正副各1通を提出するものとする。

3 人事委員会は、前項の書面の提出があったときは、相手方当事者にその副本を送付するものとする。

4 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、公開又は非公開の口頭審理を行うことができる。

(証人による証拠調べ)

第9条 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人を呼び出すことができる。

2 人事委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて口述書を提出させることができる。

(審査の併合及び分離)

第10条 人事委員会は、必要があると認めるときは、事案の審査を併合し、又は分離することができる。

2 人事委員会は、前項の規定により事案の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(審査員の指名)

第11条 人事委員会は、必要があると認めるときは、事案の審査をさせるため、人事委員会の委員及び事務局長のうちから、審査員1名を指名することができる。

(審査員の職務)

第12条 審査員は、事案の審査に関する人事委員会の権限を行使することができる。

(要求の取下げ)

第13条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(代理人の選任、解任等)

第14条 要求者は、いつでも、代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。

2 要求者は、前項の規定により代理人を選任し、又は解任したときは、書面で、人事委員会に、その者の氏名、住所及び職名又は職業を届け出なけ

ると認めるときは、措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)その他事案に関係がある者から意見を徴し、又はこれらの者に対し、資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞きその他必要な事実調査を行うことができる。

(要求の取下)

第5条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

ればならない。

3 要求者は、代理人に対して次条ただし書に規定する特別の委任をしたとき又はその委任を撤回したときは、前項の書面その他の書面にその旨を記載して、人事委員会に届け出なければならない。

(代理人の権限)

第15条 代理人は、要求者のために、要求に関する一切の行為をすることができる。ただし、要求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(審査の打ち切り)

第16条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切り、要求を却下することができる。

2 人事委員会は、前項の規定により要求の却下を決定したときは、理由を付してその旨を当事者に通知するものとする。

(判定)

第17条 人事委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者及び当局に送達しなければならない。

(勧告)

第18条 人事委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、要求の審査の手續等に関し必要な事項は人事委員会が別に定める。

(審査の打ち切り)

第6条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等に因り事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第7条 人事委員会は、審査を終了したときは、すみやかに判定を行い、これを書面に作成して要求者及び必要があると認めるときは要求者の所属の長に送達しなければならない。

(勧告)

第8条 人事委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、関係当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手續等に関し必要な事項は細則で定める。

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和48年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第7条関係） 事務局長の専決事項 1～5 略 <u>6 措置要求関係事項</u> <u>(1) 勤務条件に関する措置の要求等についての</u>	別表第3（第7条関係） 事務局長の専決事項 1～5 略

規則（昭和26年栃木県人事委員会規則第5号。以下「措置要求規則」という。）第4条第1項の規定による調査の実施
(2) 措置要求規則第6条第1項の規定による受理の決定
(3) 措置要求規則第6条第2項の規定による受理の決定の通知及び措置要求書の副本の送付
(4) 措置要求規則第8条第3項の規定による書面の副本の送付

7・8 略

6・7 略

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 勤務条件に関する措置の要求等についての細則（昭和38年栃木県人事委員会規則第10号）は、廃止する。

栃木県人事委員会規則第5号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年栃木県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1 法第2条第1項第1号関係 (1)～(6) 略 <u>(7) 一般財団法人とちぎメディカルセンター</u> <u>(8)～(21) 略</u> 2 法第2条第1項第2号関係 (1)・(2) 略 <u>(3) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院</u> <u>(4) 略</u> 3・4 略	別表第1（第2条関係） 1 法第2条第1項第1号関係 (1)～(6) 略 <u>(7)～(20) 略</u> 2 法第2条第1項第2号関係 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> 3・4 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第6号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年栃木県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員)</u> 第2条 条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日（任命権者が定めるところにより勤務時間が割り振られた	<u>(条例第2条第3号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員)</u> 第2条 条例第2条第3号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日（任命権者が定めるところにより勤務時間が割り振られた

日をいう。以下この条及び第8条において同じ。)が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第25条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第8条 条例第25条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

日をいう。以下この条及び第8条において同じ。)が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第25条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)

第8条 条例第25条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第7号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和27年栃木県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第6条関係) 適用区分表			別表第1(第6条関係) 適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
保健環境 センター	略	略	保健環境 センター	(1) <u>作業療法指導員</u> (2) <u>精神科救急病棟及び 医療観察法病棟の看護 師等(看護師及び准看 護師をいう。以下同 じ。)(9)に掲げる職 員を除く。)</u> (3) <u>心理判定業務に従事 する職員及び医療社会 事業に従事する職員 (医療観察法病棟の職 員に限る。)</u>	2.5
			(4) <u>病理細菌技術者</u>		
			(5) <u>診療エックス線技師</u>		

			岡本台病院	及び診療放射線技師 (6) 医師（(9)に掲げる職員を除く。）及び看護師等（(2)、(8)及び(9)に掲げる職員を除く。） (7) 心理判定業務に従事する職員及び医療社会事業に従事する職員（(3)に掲げる職員を除く。）	2
				(8) 医務局のリハビリテーション科の保健師及び看護師等 (9) 医師及び看護師等（管理職員（条例第9条の2第1項に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）に限る。）	1.5
				(10) 薬剤師及び栄養士	1
略			略		
警察本部 警備第二課	略	略	警察本部 地域課	略	略

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第21条及び第22条 削除	<p>（夜間業務手当）</p> <p><u>第21条</u> 夜間業務手当は、岡本台病院に勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき 7,300円</p> <p>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回につき 3,550円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回につき 3,100円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 2,150円</p> <p>3 条例第22条第3項の勤務の交替に伴う事情につ</p>

いて人事委員会が特別の考慮を必要と認める場合は、前項第2号アに掲げる場合に該当する職員のうち通勤距離が片道2キロメートル以上の職員（職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第12条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が、当該深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合とし、条例第22条第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道5キロメートル未満 380円
 (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 760円
 (3) 片道10キロメートル以上 1,140円

第22条 削除

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和36年栃木県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象職)</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第9条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、前条第1項に規定する職に採用された職員にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。）、前条第2項に規定する職に採用された職員にあつては大学卒業の日から16年を経過するまでの期間</p>	<p>(支給対象職)</p> <p>第2条 略 2 略 3 <u>条例第9条の3第1項第3号に規定する職は、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち、岡本台病院に置かれる看護師の職（育児休業等に伴う任期付採用職員の職を除く。）とする。</u></p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 条例第9条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員であって、その採用が、前条第1項に規定する職に採用された職員にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第6条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第6条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。）、前条第2項に規定する職に採用された職員にあつては大学卒業の日から16年を経過するまでの期間、<u>同条第3項に規定する職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき文</u></p>

の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間

_____ 初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1又は別表第2 _____ の適用については、当該休職の期間（条例第22条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1又は別表第2 _____ に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附 則

- 1 略
- 2 第2条第1項の職を占める職員の初任給調整手当の月額は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額（以下「支給額」という。）に、4万5,000円を加算した額とする。ただし、支給額に4万5,000円を加算した額が条例第9条の3第1項第1号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額と支給額との差額（その差額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。

の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、第2条第3項に規定する職にある職員に対する別表第3の適用については採用の日又は第4条に規定する職員となった日から学校等卒業の日の属する年の4月1日からそれぞれ採用の日又は第4条第2号に規定する職員となった日の前日までの期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1、別表第2又は別表第3の適用については、当該休職の期間（条例第22条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、これらの表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1、別表第2又は別表第3に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

附 則

- 1 略
- 2 初任給調整手当の月額は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 岡本台病院に勤務する医師
 - ア 採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間が16年未満である者 55,000円
 - イ 採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間が16年以上28年未満である者 65,000円
 - ウ 採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間が28年以上35年未満である者 75,000円
 - (2) 前号に規定する医師以外の医師及び歯科医師 4万5,000円。ただし、第6条第1項の規定による支給額に4万5,000円を加算した額が条例第9条の3第1項第1号に掲げる額を超える

ときは、同号に掲げる額と第6条第1項の規定による支給額との差額（その差額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条第3項の職を占める職員
	円
1年未満	10,000
1年以上2年未満	8,000
2年以上3年未満	6,000
3年以上4年未満	4,000
4年以上5年未満	2,000

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表			別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表		
組織の区分	職	区分	組織の区分	職	区分
知事の 事務局	略	略	知事の 事務局	略	略
	県南高等看護専門学校	略	県南高等看護専門学校	略	略
	略	略	岡本台病院	院長 副院長 事務局長 医務局長 看護部長	2種 3種 4種
	産業技術センター	略 副所長 部長（機械電子技術 部、材料技術部及び 食品技術部の部長を 除く。） 略	産業技術センター	略 副所長 部長（機械電子技術 部及び材料技術部 の部長を 除く。） 略	略 略
略	略	略	略	略	
農業振興事務	略 部長（河内農業振興	略	農業振興事務	略 部長（河内農業振興	略

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第5条の2 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 中央児童相談所又は那須学園に勤務する職員が行う収容のための施設における入所者の生活介助を主とする宿日直勤務</u></p> <p>ウ～カ 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第5条の2 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 岡本台病院に勤務する医師が行う入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務</u></p> <p><u>ウ 生活介助等のための宿日直勤務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 中央児童相談所又は那須学園に勤務する職員が行う収容のための施設における入所者の生活介助を主とする宿日直勤務</u></p> <p><u>(イ) 岡本台病院に勤務する看護師長等が行う看護業務の管理又は監督等を主とする宿日直勤務</u></p> <p>エ～キ 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、<u>前2項の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、前2項の規定にかかわらず、第26条第1項の規定によることができる。</u></p> <p>4 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、人事</u></p>	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前条の規定により職員を昇格させた場合において、<u>前項</u>の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、<u>同項</u>の規定にかかわらず、第26条第1項の規定によることができる。</p> <p>3 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。</u></p>

委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第9号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年栃木県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第17条の2 条例第12条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第17条の4第2項において「休職等となった場合」という。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 月の中途において休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が</p>	<p style="text-align: center;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第17条の2 条例第12条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>_____</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が</p>

月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。	月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。
3 略	3 略

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間（通勤手当の支給に関する規則第17条の3に規定する支給単位期間をいう。）の開始については、なお従前の例による。

栃木県人事委員会規則第10号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和29年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(退職手当に関する書類の提出)</u></p> <p>第2条 職員が死亡により退職したときは、その者の遺族は、退職手当を受ける順位が明確となる書類（戸籍謄本のみで明確となる場合は戸籍謄本）を、退職当時の所属長を通じて任命権者に提出しなければならない。</p> <p>第3条 所属長は、職員が傷病により退職した_____ときは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態を証明する任命権者の指定する医師2名の診断書又は地方職員共済組合等の障害の認定書を_____、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第9条 条例第11条の規定により予告を受けない退職者に対する退職手当を支給する際には、その退職手当のうち、労働基準法第20条の規定による30日分の平均賃金に相当する金額を退職のときに支給しなければならない。</p>	<p><u>(退職手当の請求)</u></p> <p>第2条 職員が退職したときは、その退職者（死亡による場合には、その遺族）は、別記様式第1に定める退職手当支給請求書を、退職当時の所属長を通じて任命権者に提出しなければならない。ただし、遺族は退職手当を受ける順位が明確となる書類（戸籍謄本のみで明確となる場合は戸籍謄本）を添付しなければならない。</p> <p>第3条 所属長は、傷病により退職する者から前条の請求書を受理したときは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態を証明する任命権者の指定する医師2名の診断書又は地方職員共済組合等の障害の認定書を添付し、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第9条 条例第11条の規定により予告を受けない退職者に対する退職手当を支給する際には、その退職手当のうち、労働基準法第20条の規定による30日分の平均賃金に相当する金額を退職のときに支給しなければならない。</p> <p><u>なお、その残額については第2条及び第3条の規定を準用するものとする。</u></p>

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第1 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
組	織	職	組	織	職
略			略		
知事部局	略		知事部局	略	
	出先機関			略	
		略			略
		衛生福祉大 学校			略
	略		副院長 事務局 長 医務局長 看護部長		
	略		略		
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第12号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 市又は町			1 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
略			略		
那須町	略	略	那須町	略	略
		課長 <u>主幹</u> 総務課長 補佐 <u>企画財政課長補</u> 佐 <u>総務課総務防災係</u>			課長 <u>総務課総務係長</u>
	町長部局		町長部局		

		長 総務課人事係長 企画財政課財政係長 会計管理者			— 総務課人事係長 企画財政課財政係長 会計管理者
	略	略		略	略
略			略		
2 一部事務組合			2 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職	一部事務組合及び組織		職
略			略		
南 那 須 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合		事務局長 事務局次長 課長 所長 室長 主幹 総務課長補佐 総務係長 管理課長 補佐 企画財政係長 会計管理者 病院長 統括管理監 副病院長 診療部長 看護部長 事務長 事務次長 企業出納員	南 那 須 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合		事務局長 事務局次長 病院事務長 事務次 長 課長 所長 室長 病院長 統括管理監 副病院長 診療部長 看護部長 会計管理者
略			略		
3 略 備考 略			3 略 備考 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。